

賛助会員規則

(目的)

第一条 この規則は、一般社団法人豊岡コミュニティシネマの定款に定められた会員が、定款第三条の目的を遂行するために会員に対する規則として定めたものです。

(賛助会員の定義)

第二条 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体の会員をいいます。

(入会申込み)

第三条 当法人の賛助会員入会にあたっては、本規則を承認のうえ、所定の入会申込書を、電子メールにて送付するか、郵送する又は持参する方法で入会申込を行うものとします。

- 2 当法人は、入会申込時に届け出た内容に基づき審査し、届出事項に虚偽のものがあつた場合や、入会申込時に公序に反する行為があつた場合等、当法人が入会を不適切と判断した場合には入会申込を承認しないことがあります。当法人は、個別の非承認に際し、その理由を示す必要がないものとします。

(会費と会費の支払い)

第四条 会費は、年会費のみとし入会金はありません。なお、年会費の額については、以下のとおりとします。

賛助会員（個人）	個人賛助会員
年会費	3,500 円

賛助会員（法人）	ミライ	ツナグ	デアウ	ツムグ
年会費	50,000 円	150,000 円	200,000 円	400,000 円

2 年会費は、会員資格有効期間 1 年間に対して納入するものとし、入会時期にかかわらずその額は同一とします。ただし、会員特典については、各特典の提供開始日から 1 年間提供する

ものとします。

3 既に納入された会費は、一切返還いたしません。

(会員の特典)

第五条 会員は、会員区分に応じて次の特典を受けることができます。

(1) [個人] 個人サポーター（年会費：3,500 円）

①御礼メール ②年次活動報告書（メール送付） ③活動報告会への参加（年 1 回決算終了後）

(2) [法人・団体] ミライ：U18 みらいチケット（年会費：50,000 円）

- ①公式 HP へ法人名・団体名（ロゴも可）の掲載を希望できる。
②地域の子どもたちへ映画鑑賞機会を届ける「U18 みらいチケット」事業に活用されます。（100 枚分） ※1

(3) [法人・団体] ツナグ：インタビュー記事（年会費：150,000 円）

- ①公式 HP へ法人名・団体名（ロゴも可）の掲載を希望できる。
②インタビュー記事を作成・1 年間公式ホームページに掲載できる。 ※2

(4) [法人・団体] デアウ：広告映像放映（年会費：200,000 円）

- ①公式 HP へ法人名・団体名（ロゴも可）の掲載を希望できる。
②本編開始前にオリジナル映像(15 秒程度)放映を希望できる。 ※3

(5) [法人・団体] ツムグ：インタビュー・広告映像放映（年会費：400,000 円）

- ①公式 HP へ法人名・団体名（ロゴも可）の掲載を希望できる。
②地域の子どもたちへ映画鑑賞機会を届ける「U18 みらいチケット」事業に活用されます。（200 枚分） ※1
③インタビュー記事を作成・1 年間公式ホームページに掲載できる。 ※2
④本編開始前にオリジナル映像(15 秒程度)放映を希望できる。 ※3

- ※1. U18 みらいチケットのデザインは当法人で作成いたします。
- ※2. 会員の企業活動や地域貢献への想いを伝えるインタビュー記事を当法人にて作成いたします。
- ※3. 本編開始前にロゴ映像又はオリジナル動画を流します。動画はロゴの場合は 5 秒程度、オリジナル映像の場合は最長 15 秒程度とさせていただきます。
映像製作は当法人にて行います（作成費用は弊社負担）。納品をお願いいたします。
ロゴ映像、オリジナル映像の年間放映回数については別途ご相談をさせていただきます。

（会員の義務）

第六条 会員は以下の定める事項を遵守しなければなりません。

- （1）会員は、定款及び会員規則を遵守しなければなりません。
- （2）会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければなりません。

2 当法人は、会員が前項の変更手続きを行わなかったことによって生じた不利益については一切責任を負いません。

（会員資格有効期限）

第七条 会員資格有効期間は、入会日にかかわらず毎年 6 月末日までとします。

- 2 年度途中に入会した場合であっても、会員資格の有効期限は同様とします。
- 3 会員特典の提供期間は、各特典の提供開始日から 1 年間とします。
- 4 会員が、会員資格有効期間を 1 ヶ年間延長する場合は、当法人が会員宛にお送りする案内に基づき、有効期限終了後 1 ヶ月間経過までに年会費を支払うこととし、以後も同様とします。

（任意退会）

第八条 会員は、任意にいつでも退会することができます。

（除名）

第九条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができます。

- 1. 定款及び豊岡劇場会員規則に反したとき。
- 2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第十条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失します。

- 1. 第四条に定める会費納入義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- 2. 総社員が同意したとき。
- 3. 死亡し、又は解散したとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第十一条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れます。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできません。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しません。

（定款及び法令の準拠）

第十二条 この会員規則に定めのない事項は、すべて当法人の定款及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従うものとします。

付則

- 1 この規則は 2022 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規則は、理事会決議により改定することができる。
- 3 この規則は 2022 年 12 月 1 日から改定する。
- 4 この規則は 2026 年 6 月 1 日から改定する。